

第56号

ksk-info

「ksk」とは川崎市社会福祉法人経営改善支援事業の略称です
【Kawasakishi Shakaifukushihoujin Keieikaizenshienjigyo】

発行元 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会
電話 044-739-8722 (相談専用ダイヤル)
FAX 044-739-8737
E-mail keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp
HP <http://www.csw-kawasaki.or.jp>

「ksk-info」は川崎市社会福祉法人経営改善支援事業が4半期に1度発行している情報誌です。

配信希望の川崎市内の社会福祉法人・施設に、メールまたはFAXにて、社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしています。法人・施設内で共有してご活用ください。

経営相談

社会福祉法人の法人運営・経営知識に関する相談を受け付けています。

無料

経営改善支援事業とは？

川崎市内で運営している社会福祉法人が健全な運営を図り、利用者が安心して継続的なサービスを受けられる環境を確保するための事業です。

社会福祉法人が抱える「悩み相談」から経営の健全化を目指す法人のサポートをいたします。

※ 相談内容、利用した法人名等の守秘義務が課せられており、情報は事業に係る職員のみで取扱いを行っています。

[事業案内チラシはこちらをクリック](#)

【相談方法】

- ① 相談したいことがありましたら、ご連絡ください
- ② 受付後、後日コンサルタントによる回答をメール(FAX)でご返信いたします(相談内容によっては対応が難しい場合もございます)
- ③ 面談・訪問相談も可能です(日時は要相談)

受付時間

- 電話：月曜日～金曜日 9時～16時
- メール・FAX：随時受付

連絡先

- 上記電話・FAX 番号又は E-mail アドレスにご連絡ください



! TOPICS ! 社会保障・福祉政策の最新動向 ～全国社協 政策委員会より～

全国社会福祉協議会 政策委員会がまとめている最新の政策動向 ([令和7年度 No.6 Ver.1](#)) より、社会福祉法人等に関係する項目をピックアップしてご紹介します。

✓ 令和9年度介護報酬改定について

持続的な賃上げに向けた環境整備や事業所・施設の事務負担軽減の観点から、介護分野の処遇改善の考え方整理、介護保険制度全体の課題として、介護サービスの適正化や重点化、財源が限られる中で保険料や利用者等の負担も念頭に置いた介護報酬の見直しを引き続き検討していくとしています。

✓ 障害福祉人材確保・定着、生産性向上について

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについては、これまでの協議をふまえた改正後の概要案が示され、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項と成果目標に「障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上」が新たに付け加えられました。

もっと詳しく…!



- ☞ [介護給付費分科会\(社会保障審議会\)](#) (厚生労働省)
- ☞ [障害者部会\(社会保障審議会\)](#) (厚生労働省)
- ☞ [全国社会福祉協議会 政策委員会](#)
- ☞ [制度・政策情報](#) (最新の政策動向)

研修会報告

社会福祉法人会計研修【決算編】を開催しました

2月13日(金)、(株)福祉総研 前代表取締役である松本和也氏を講師に迎え、社福法人会計研修を開催しました。「これから行う決算業務に役立つ内容が多く参考になった」、「決算に関する疑問を解決できて良かった」、「とても分かりやすい」等好評をいただきました。

来年度も皆さまのお役に立つ研修会を開催していきますので、ご参加お待ちしております!



相談担当専門家
松本先生の

あるある相談コーナー【第 48 回】



決算前の年度内精算

これからみなさんの現場では決算を迎える時期です。決算処理に入る前に、3月中に処理しておくべき処理がありますので、今回は資金運用ルールの説明を兼ねて、この点を取り上げておきましょう。

(1) 法定代理受領制度

社会福祉事業の形態はその利用者と事業者の契約関係により、措置・委託制度と直接契約制度に大別されます。

措置制度や委託制度では、利用者が施設と直接契約を結ぶことはありません。利用者は市役所に利用申し込みを行い、市は利用者を施設・事業所に措置します。施設・事業者側はこれを拒否することはできません。わかりやすく言えば、利用者の希望を斟酌したうえで「あなたはあそこの施設に入所してください」と指定する制度で、そのためどの施設に入所しても同質のサービスを受けることができるよう、施設側には一定の質のサービスを提供することが求められます。

このような制度では、一部の実費弁償金を除いて利用者が直接施設・事業所に利用料を支払うことはなく、施設運営のための資金は行政から措置費・委託費として支弁されます。施設等が得る資金のほぼ全額が公費の性格を有するため、その資金の用途（使い道）は厳格に管理・制限されます。原則として施設に支弁される資金は利用者のお世話をするためのものであるため、その使い方や残し方が制限され、それを定める通知が発出されています。このような通知を一般に「資金運用通知」と言います。

一方、介護保険制度、障害者自立支援制度に基づく施設・事業所や認定こども園などは、一般に「直接契約制度」と呼ばれています。直接契約制度では利用者と施設・事業所が対等な関係で契約し、利用者は施設・事業所に対して利用料を支払いますが、支払った利用料の一部について公費から利用者に給付が行われます。しかし個々の利用者が給付請求を行うことの困難さ、煩雑さを避けるため、施設・事業所が利用者の代わりに給付請求を行います。これを「法定代理受領」と言います。我々が病院で受診すると通常3割の自己負担分を支払い、残りは病院が請求しますが、この制度と同じです。

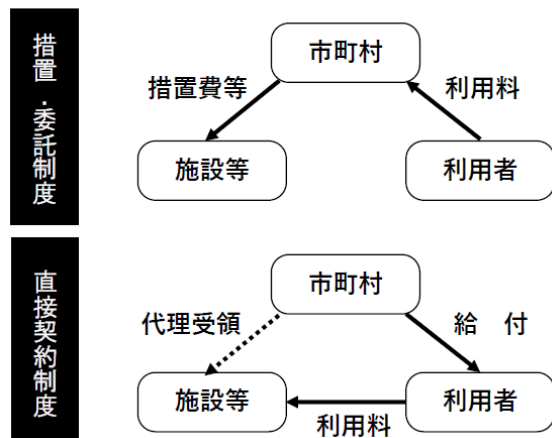
このように、実際に請求・受領するのは施設・事業所であっても、給付はあくまで利用者に対するものであって、利用料はあくまで利用者が支払うことが建前です。そのため措置・委託制度と異なり、施設・事業所が受領する資金には公費という性格がなく、原則として資金の使用方も法人が自ら判断してよいこととされています。

(2) 施設を行う事業による資金用途の違い

社会福祉事業は措置・委託制度と直接契約制度の違いにより、資金の使い方や残し方のルールが異なります。例えば、介護保険事業では認められる使い方が保育所では認められない、といったことがあります。この点は、他の事業への繰入れや貸付けについても同様で、他の拠点区分や事業区分へ繰り入れたり貸し付けたりすることについて、一定の制限が設けられている場合があります。

特に他の拠点区分への貸付けについては、「年度内精算」を求められることが少なくありません。「年度内精算」とは、“一時的に他の事業に貸し付けた資金は決算前までに精算する”という意味で、これを完了していなければ指導監査でも必ず指摘を受けることとなります。年度内精算を行うためには、3月までに実際にお金を移動させる必要があります。また、拠点区分間などの貸付金を繰入金に振り替えることもできますが、繰入金の額にも一定の制限がありますので、確認しておきましょう。

<契約形態によるお金の流れの違い>



事業の種類による取扱いの違いの例として、介護保険事業、保育所、措置施設の例を次にお示ししておきますので、違いを確認してください。

【特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について】

(老発第 188 号/平成 12 年 3 月 10 日・最終改正:平成 26 年 6 月 30 日)(下線、注は松本。以下同じ。)

第 2 平成 12 年度以降における運用上の取扱い

3 運用上の留意事項について

(4) 資金の繰替使用

施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業等又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。ただし、当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設以外の介護保険法第 23 条に規定する居宅サービス等の事業へ繰替使用した場合を除き、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。

【子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について】

(平成 27 年 9 月 3 日/府子本 254 号・雇児発 0903 第 6 号・最終改正:平成 30 年 4 月 16 日)

4 委託費の管理・運用

(2) 委託費の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。

【社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について】

(雇児発・社援発・老発第 0312001 号/平成 16 年 3 月 12 日・最終改正:平成 29 年 3 月 29 日)

5 運営費等の管理・運用について

(2) 運営費の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸借については、当該法人の経営上止むを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。

また、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分以外への貸付けは一切認められないこと。

これらの資金運用通知の中には法改正等によるメンテナンスが追い付いていないものもあり、細部に疑義のある表記がある場合がありますが、基本的な考え方は確認できます。

介護保険事業では、基本的には年度内精算が必要ではあるものの、介護保険事業の間での貸し借りには年度内精算の必要がありません。しかし保育所や措置施設では、年度内精算は絶対的な規制です。

ただし年度内精算は、保育所を例にとれば「保育所からの貸付け」について求められる処理であって、「本部や他施設から保育所への貸付け」は対象ではないことに注意が必要です。施設・事業所の資金用途を制限するのが資金運用通知ですから、制限されるのはあくまで貸付側であることに注意が必要です。これはどのような施設・事業所においても同様です。

紙幅の関係ですべての施設・事業所の例をお示しすることはできませんが、ここにお示ししていない他の種類の事業における取扱いも、それぞれ確認してください。

なぜこのような制限があるのでしょうか。社会福祉事業は、それぞれの事業の制度に基づいて行われています。複数の事業を行う法人には、様々な種類の社会福祉事業のための資金が収受されますが、これらが区別されることなく法人内部で自由に移動できるという状態は、望ましいものではありません。介護のためのお金は介護に、障害者のためのお金は障害者のために、使用することが大原則であるからだと言えるでしょう。 […Fin…]

連載記事執筆

相談担当の専門家

松本 和也氏



松本先生執筆！過去の連載記事は[こちら](#)をクリック👉！！

松本氏は当事業の相談を担当している専門家です。

全国各地で研修会開催、書籍の出版などの活動を行っています。会計、人事、労務、施設運営、法人設立など、社会福祉法人の経営に関わるすべてのサポートを行う株式会社福祉総研の前代表取締役です。

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 総務部企画調整室 経営改善支援事業 担当

電話:044-739-8722(相談専用) FAX: 044-739-8737 E-mail:keisoudan@csw-kawasaki.or.jp